



丹篠消第 100 号

令和3年5月14日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局
消防本部
- 2 監査の種別
定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに丹波篠山市監査基準第4条第2項による監査）
- 3 監査の期間
令和2年9月1日～令和3年1月29日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	消防本部
対象事項	消防署の出張所体制について
指摘等内容	<p>消防署は昭和53年に設置され、平成19年度に東出張所、平成20年度に西及び南出張所が開設された。しかしながら、西出張所は午前9時から午後5時まで、東出張所及び南出張所は隔日の24時間体制としているが、本署2隊が出動した場合は、出張所を閉鎖し、本署で待機することとなっており、更なる救命率向上には24時間体制の推進が必要となる。</p> <p>今後は、本署庁舎の建替え移転や人口減少社会を迎える中で市内全体の状況等、総合的に判断して出張所の在り方を慎重に検討すると言われているが、消防は、市民の生命、身体及び財産を守る責務があり、市民の安全・安心な暮らしを守る重要な役割を担っていることから、一日でも早く、市の財政状況や定員管理等を所管する関係部署と連携を取り、より効率的、効果的な体制整備を図られたい。</p>
改善措置通知日	令和3年5月14日 改善措置通知
改善措置内容	<p>現在の署所配置(1署3出張所)での24時間体制の構築のためには、職員15名程度の増員が必要であることから現状では不可能である。今後の課題として、財政状況及び職員定数などを勘案しながら効率的かつ効果的な体制整備について検討する。</p>
改善措置公表日	令和3年5月19日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。